

平成30年9月13日提出

平成30年9月市議会定例会追加議案

白 河 市

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次に掲げる平成29年度白河市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算を議会の認定に付する。

なお、決算の内容及び審査意見書は、別冊のとおりである。

- 1 平成29年度白河市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成29年度白河市国有林野払受費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成29年度白河市教育財産特別会計歳入歳出決算
- 4 平成29年度白河市小田川財産区特別会計歳入歳出決算
- 5 平成29年度白河市大屋財産区特別会計歳入歳出決算
- 6 平成29年度白河市樋ヶ沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 7 平成29年度白河市土地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成29年度白河市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 9 平成29年度白河市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10 平成29年度白河市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 11 平成29年度白河市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 12 平成29年度白河市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 13 平成29年度白河市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 14 平成29年度白河市個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算

平成30年9月13日提出

白河市長 鈴木和夫

平成29年度白河市継続費精算の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、平成29年度において継続年度が終了した継続費について、次のとおり精算したので報告する。

平成29年度白河市継続費精算報告書

一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較								
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳							
					特 定 財 源				一般財源	特 定 財 源			一般財源	特 定 財 源						
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債			その他	国県支出金	地方債	その他			
45 土木費	40 都市計画費	旧脇本陣柳屋旅館建造物群整備事業	平成27	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			27	58,300,000	26,325,000	30,300,000		1,675,000	52,650,000	26,325,000	25,000,000		1,325,000	5,650,000		5,300,000		350,000		
			平成28		国				29,000,000	22,429,000	6,200,000		371,000	29,000,000	22,429,000	6,200,000		371,000		
			平成29		国				66,201,000	25,171,000	38,900,000		2,130,000	69,990,640	25,171,000	41,300,000		3,519,640	△ 3,789,640	△ 2,400,000
	計		153,501,000	73,925,000	75,400,000		4,176,000	151,640,640	73,925,000	72,500,000		5,215,640	1,860,360		2,900,000		△ 1,039,640			

平成30年9月13日提出

白河市長 鈴木和夫

平成29年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、法第2条各号に定める平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに法第22条第2項に定める資金不足比率を次のとおり報告する。

なお、法第3条第1項及び第22条第1項の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.63)	— (17.63)	10.5 (25.0)	57.8 (350.0)

(注) 1 「—」は、法第2条第1号に定める実質赤字額又は同条第2号に定める連結実質赤字額がないことを表す。

2 括弧書きの数値は、法第2条第5号に定める早期健全化基準を表す。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
白河市土地造成事業特別会計	— (20.0)
白河市地方卸売市場特別会計	— (20.0)
白河市公共下水道事業特別会計	— (20.0)

白河市農業集落排水事業特別会計	— (20.0)
白河市個別排水処理事業特別会計	— (20.0)
白河市水道事業会計	— (20.0)
白河市工業用水道事業会計	— (20.0)

- (注) 1 「—」は、法第22条第2項に定める資金の不足額がないことを表す。
2 括弧書きの数値は、法第23条第1項に定める経営健全化基準を表す。

平成30年9月13日提出

白河市長 鈴木和夫